99

萩市市民活動補償制度のご案内

■萩市市民活動補償制度とは

市民の皆さんが、安心して地域活動やボランティア活動に参加できるよう、活動に参加する方を対象に、活動中の事故に対して補償を行うものです。（事前の登録が必要です。）

万が一事故が起きてしまった場合には、事故の状況等を書面で報告いただき、事故が市民活動の要件を満たしているかについて、市と保険会社が審査を行います。

■補償内容

賠償責任補償



身体賠償 1名につき　　1.5億円

 1事故につき　5億円

財物賠償　　　1事故につき　1億円99

傷害補償

死亡・後遺障害 300万円

入院補償（日額） 2,000円

通院補償（日額） 1,000円

■対象となる活動

NPO活動、ボランティア活動、コミュニティ活動、その他これらに類する公益的な活動を、自主的、継続的に実施している団体で次の要件をすべて満たしているものをいいます。

1. 営利を目的とせず注1、自主的、組織的、継続的、計画的に行われる活動
2. 不特定多数の利益増進をサポートすることを目的とする活動
3. 政治、宗教、学校管理下の活動、スポーツ団体が当該スポーツの活動等を目的としない活動
4. 活動している個人が概ね５人以上であること（但し、自治会についてはこの限りではない。）
5. 団体の本拠地と主な活動場所が萩市内であること
6. 萩市または萩市が出資した法人等が行う市民活動に類する事業で市民が参加する活動
7. 代表者の専任及び運営の方法が定款、規約等で定められていること。（但し、自治会についてはこの事限りではない。）

注1無報酬（交通費等実費程度は無報酬とみなす。）の活動をいいます。ただし、萩市から自治会に交付される「補助金」及び「交付金」等、または萩市から委託された作業に伴う「委託料」等についてはこの限りでは

ありません。

■登録手続き

登録を希望する団体は、「萩市市民活動団体登録申請書」を提出してください。（随時受付）

補償は「萩市市民活動団体登録申請書」の内容に基づいて行われます。内容に変更や追加事項が生じた場合は、「萩市市民活動団体登録変更申請書」の提出が必要となります。

事前登録が無い場合は、要件を満たしていたとしても補償の対象となりません。

■万が一、事故が発生したときの手続き

1. 事故が発生した場合は、事故発生の時間・場所・状況・事故を証明できる人の氏名・連絡先（財物賠償事故の場合は、現場の写真など）事故の内容を記録してください。
2. 事故後、団体の責任者は、速やかに市民活動推進課へ事故の内容を報告してください。
3. 連絡後、所定の事故報告書などを提出していただき、事故内容が補償制度の内容を満たしているか審査します。（事故発生日を含めて30日以内に書類を提出してください。）
4. 補償の対象となった事故について、訴訟・示談など賠償責任が法律的に確定した日、また、全ての治療が完了した日を含め30日以内に、補償対象者を請求者として補償金の請求手続きを保険会社に対して行ってください。
5. 書類確認後、補償金が支払われます。

\*市が別途加入する保険が適用される場合は、他の保険を優先し、この制度は適用されません。（賠償事故に限る）

\*審査の結果として、補償が適用されない場合もあります。

|  |
| --- |
| 【市民活動団体の登録受付窓口】萩市市民活動センター「結」Tel　 ０８３８－２４－０１６１Fax　０８３８－２４－０１６２【市民活動補償制度についての問合わせ　事故発生時の連絡先】市民活動推進課Tel　 ０８３８－２５－３３７３Fax　０８３８－２５－６６２３ |